

## 電気供給業に係る法人事業税の分割基準が改正されました

近年、電力システム改革が進められており、平成28年4月1日からの電気の小売全面自由化や、令和2年4月1日からの送配電部門の法的分離などが行われています。また、令和4年4月からは配電事業及び特定卸供給事業が位置付けられました。こうした電気供給業を取り巻く環境の変化に対応するため、電気供給業に係る法人事業税の分割基準の見直しが行われました。

### 平成29年3月31日以後に終了する事業年度から、分割基準が変わりました。

(一部は令和4年4月1日以後に終了する事業年度)

#### 【改正前】

| 区分    | 分割基準   |
|-------|--|
| 電気供給業 | 課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額<br>課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額 |

#### 【改正後】 分割基準が3つに細分化されました。[地方税法第72条の48第3項第2号]

| 区分                                 | 分割基準   |
|------------------------------------|--|
| 小売電気事業                             | 課税標準の1/2：事業所等の数<br>課税標準の1/2：従業者の数  |
| 一般送配電事業<br>送電事業<br>配電事業<br>特定送配電事業 | 課税標準の3/4：事業所等の所在する都道府県において発電所の発電用の電気工作物に接続する電線路（総務省令で定める要件を満たすものに限る）の電力容量（kw）<br>課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額<br>◆事業所等が所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用の電気工作物に接続する電線路がない場合は、課税標準額の総額を、事業所等の固定資産の価額で分割します。 |
| 発電事業<br>特定卸供給事業                    | 課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額<br>課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額<br>◆事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、課税標準額の総額を、事業所等の固定資産の価額で分割します。   |

※昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の経過措置が廃止されました。

※配電事業、特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

※用語の定義は、次頁をご覧ください。

#### 複数の電気供給業を行う法人の分割基準について

分割基準が異なる複数の電気供給業を行っている場合は次の区分によります。[地方税法第72条の48第9項]

|   | 区分                      | 併せて行う事業           | 分割基準                                  |
|---|-------------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 1 | 一般送配電事業<br>送電事業<br>配電事業 | 左記以外の事業           | 上記「一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業」の分割基準を使用 |
| 2 | 発電事業                    | 区分1の事業及び発電事業以外の事業 | 上記「発電事業、特定卸供給事業」の分割基準を使用              |
| 3 | 1, 2以外の場合               |                   | 電気供給業のうち主たる事業の分割基準を使用                 |

**電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人の分割基準について** [地方税法第 72 条の 48 第 10 項]

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合で、電気供給業が主たる事業であるときは、電気供給業の各区分の分割基準により、電気供給業以外の事業が主たる事業であるときは、当該電気供給業以外の事業の分割基準によることとなります。

**用語の定義**

[地方税法第 72 条の 48 第 3 項]

|   |         |                                       |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 事業所等    | 事務所又は事業所                              |
| 2 | 小売電気事業  | 電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業       |
| 3 | 一般送配電事業 | 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業      |
| 4 | 送電事業    | 電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する送電事業        |
| 5 | 配電事業    | 電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する配電事業    |
| 6 | 特定送配電事業 | 電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する特定送配電事業     |
| 7 | 発電事業    | 電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業        |
| 8 | 特定卸供給事業 | 電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業 |
| 9 | 電気工作物   | 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物       |

※ 2、4、7については、これに準ずるものとして総務省令で定めるものも、当該事業の対象となります。

**総務省令で定めるもの・要件**

[地方税法施行規則（総務省令）第 3 条の 14、第 6 条の 2]

**①小売電気事業に準ずるもの**

他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法に規定する小売電気事業・一般送配電事業・送電事業・送電事業に準ずるもの（②の事業）・配電事業・特定送配電事業・発電事業・発電事業に準ずるもの（③の事業）・特定卸供給事業に該当しないもの。）とする。

**②送電事業に準ずるもの**

自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法に規定する電気工作物をいう。）により、電気事業法に規定する一般送配電事業者に、電気事業法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する振替供給を行う事業（電気事業法に規定する一般送配電事業・送電事業に該当しないもの。）とする。

**③発電事業に準ずるもの**

自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（電気事業法に規定する発電事業は含まれない。当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（電気事業法に規定する小売電気事業・一般送配電事業・送電事業・送電事業に準ずるもの（②の事業）・配電事業・特定送配電事業・特定卸供給事業に該当しないもの。）を含む。）とする。

**④電線路の要件**

電圧 66 キロボルト以上の電線路であることとする。

**※詳細については、所管の県税事務所にお尋ねください。**